

暇監公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定
により、監査の結果に関する報告に
基づき措置を講じた旨通知があったので、
同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月2日

四條暇市代表監査委員

谷 真 明

大阪府四條暇市



畷地地第116号

令和8年5月7日

四條畷市監査委員 谷 真明 様
長畑 浩則 様

四條畷市長 錢谷 翔

監査結果に基づく措置に関する通知について

市議会からの請求による監査に係る監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

別紙

監査委員の意見事項（令和8年1月26日付け睨監第217号に掲載されたもの）に対する対応

1 地区交付金の交付及び会計処理に関する事項

監査委員の指摘事項	<p>(1) 監査対象課は、協議会の団体事務局を担っていることから、地区交付金を自治会長に分配する協議会の立場で源泉徴収を行うことが考えられる。その際、同じ性質の同額の支払いであれば、その後に確定申告の予定があるかどうかにかかわらず、一律に源泉徴収することが適切である。しかしながら、本件では、協議会の団体口座を経由せずに、市が直接個人口座に支払う際に源泉徴収が行われているため、これを協議会として行った源泉徴収とみなすことはできない。市は、あくまで協議会に対して地区交付金の交付を決定し、協議会が指定した口座に地区交付金を支払っており、個人に支払いをしている訳ではないことから、市に源泉徴収義務はないと思われ、この取り扱いは適正とは言えない。</p> <p>(2) 団体の依頼に応じて、団体への交付金を、団体以外の名義の口座に振り込むことだけをもって、地区交付金制度を違法・不当な制度であるとまでは言えないが、本件交付要綱第1条に定めるように、「地域コミュニティの推進や地域課題の解決に向けた事業等」を支援する制度である以上、現在の形式のままでは、市民からの理解は得られにくい。</p> <p>(3) 市が、負担金、補助及び交付金の交付先団体の団体事務を行う場合には、各々の立場での事務処理が一部局、さらには一職員で完結することになりかねず、特に留意すべきである。このような場合、該当する事務については市職員が関わらず、団体で事務処理するように改めるか、それが困難な場合でも、適正な牽制が働く仕組みを</p>
-----------	---

設ける必要がある。また、交付先団体が市から受領後に分配する前提であるのであれば、分配先が債権者となるような制度に変更することも考えられ、本件においても、このような取り扱いの見直しが求められる。

(4) 現在行われている市から個人口座へ直接振り込む方法については、本件交付要綱の規定に基づくものであるとはいえ、誤解を招きやすく、今後は、協議会または連絡会名義の口座へ振り込むか、個別自治会の口座に限り、団体の指定した口座への振り込みを認めることが適切である。

また、東西の自治会の考え方の違いを踏まえ、地域の実情に応じた自主的、自立的な地域コミュニティの活性化などに活用することを目的として、比較的自由度の高い制度となった地区交付金の趣旨に照らせば、地域コミュニティ活動の主体たる団体に直接交付することが望ましいため、地区補助金と同様に、個別自治会に直接交付する制度に改め、自治会組織を事業・運営の両面から支援する制度として再構築することも考えられる。

なお、協議会や連絡会が単なる自治会長の協議体に留まらず、独自活動をする場合には、地域コミュニティ活動の主体とみなすことができるので、これまで同様団体に交付することも可能と思われる。ただし、その場合には、団体を構成する個別自治会においても、用途について一定の合意形成が図られる必要があると考える。

(5) 地区交付金制度は、地域の実情に応じて、運営経費にも事業経費にも充てることができる柔軟な資金を提供するという特徴を持ち、自治会の自主性を重んじた制度であることが窺える。しかしながら、その自由度の高さが利点である反面、各団体内で合意形成が図られたうえで、自治会の構成員である市民の理解を得て、用途を決

	<p>定するのでなければ、その効果を十分に発揮することはできないと考えられる。</p>
指摘事項に対する措置	<p>地域コミュニティ支援制度に係る事務の透明性を確保し、公金支出の適正化を図るため、個人口座への振込（源泉徴収事務を含む。）や団体事務局としての関与を撤廃し、自治会の構成員である自治会員の理解を得た上でその用途が決定されるよう、四條畷市地区交付金制度を廃止し、各自治会に交付する四條畷市地区補助金制度へ統合する制度改正を行った。</p>
措置の所管課	<p>地域協働部地域振興課 （監査時は、市民生活部地域振興課。旧・市民生活部地域協働課を含む。）</p>